

令和8年度

# 固定資産税（償却資産） 申告の手引き

申告期限 令和8年2月2日(月)

提出先 ふじみ野市役所税務課資産税家屋係（本庁舎）

※窓口へ直接提出する場合の受付は本庁舎税務課のみです。大井総合支所・出張所では受付できませんのでご注意ください。

※提出先の住所・電話番号等の詳細は裏表紙をご確認ください。

※令和8年度より申告書等の様式が変更されています。詳細は償却資産申告書の記載方法をご覧ください。



## e L T A X (エルタックス) 地方税の電子申告について

ふじみ野市では、地方税の総合窓口エルタックスでの申告も受け付けています。これにより、従来は紙で行っていた償却資産の申告を、自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンからインターネットを利用し、手続を行うことができます。

詳細については、地方税共同機構の地方税ポータルシステムホームページをご覧ください。

### ●エルタックスご利用についての詳細

eLTAX 地方税ポータルシステム

ホームページアドレス <https://www.eltax.lta.go.jp>



ふじみ野市

# 目 次

## I 債却資産の申告について

1. 申告が必要な方
2. 申告の方法
3. 注意事項等

## II 債却資産について

1. 債却資産とは
2. 申告の対象となる資産
3. 申告の対象とならない資産
4. 非課税及び課税標準の特例について
5. リース資産の取扱い
6. アパートなどの不動産経営をされている方へ
7. 業種別・債却資産の具体例

## III 提出書類の記載例

1. 債却資産申告書の記載方法
2. 種類別明細書（全資産用・プレ申告用）の記載方法

## IV 債却資産申告書に関する提出・お問い合わせ先

# I 償却資産の申告について

## 1. 申告が必要な方

令和8年1月1日現在、ふじみ野市内に所在する事業の用に供する償却資産を所有している個人・法人が対象です。

また、他者に貸し付けている資産を所有している方、不動産経営をされている方も申告が必要です。

**※所有する償却資産に増減のある方はもちろん、変更が無い方、今回から資産が全く無くなる方についても必ずご申告をお願いします。**

**※令和7年度にご申告いただいている方で令和8年度にご申告いただけない場合、令和7年度から資産の異動がなかったものとして令和8年度の課税をいたしますのでご注意ください。**

## 2. 申告の方法

### ○令和7年度に償却資産申告書を提出された方

- ①償却資産申告書に必要事項をすべて記載してください。印字されている項目に変更、修正がある場合には、横線で消し、その上に訂正内容を記載してください。
- ②令和7年度の申告から令和7年1月2日～令和8年1月1日の間に増加又は減少した資産（申告漏れ分を含む）がある場合、「種類別明細書（増減資産用）」にご記載ください。記載に当たってはP9～10の申告書及び種類別明細書の記載例を参照してください。

**※申告漏れの資産がある場合には、種類別明細書の該当資産の摘要欄に申告漏れである旨を記載してください。**

- ③令和7年度の申告から資産の増減のない場合でも償却資産申告書の「19. 資産に増減なし」にチェックの上、提出してください。

### ○令和8年度から新たに償却資産申告書を提出される方

令和8年1月1日現在所有する全資産について申告してください。

### ○転出・廃業・解散等された方

転出・廃業・解散等された場合、償却資産申告書の「21. 転出・廃業・解散・その他」の当てはまる事由に○の上、転出日等の日付を記載して提出してください。

### ○対象となる資産がない方

対象資産がない方も未申告でないことの確認のため、「20. 該当資産なし」にチェックの上、提出してください。

申告区分	書類名	償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	種類別明細書 (全資産用・プレ申告用)	種類別明細書 (増減資産用)
はじめて申告される方		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	-
令和7年度 に申告 された方	資産の増減がない	<input type="radio"/>	-	-
	増加・減少資産が ある	<input type="radio"/>	-	<input type="radio"/>
転出・廃業・解散など		<input type="radio"/>	-	<input type="radio"/>
対象となる資産なし		<input type="radio"/>	-	-
電算申告される方		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

### 3. 注意事項等

#### ○市へ提出する申告書に個人番号（12桁）又は法人番号（13桁）をご記載ください。

申告書の控の返送を希望される個人の方は、控えに個人番号（12桁）を記載しないようご注意ください。

#### ○申告をしないか、または虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされない方は、地方税法の定めにより過料が科せられます。また、虚偽の申告をした場合は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

#### ○調査協力のお願い

申告書の受理後、地方税法第353条及び408条の規定に基づいて実地調査や台帳の提出を求めることがありますので、その際はご協力をお願いします。

#### ○国税資料等の閲覧及び実地調査について

地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。閲覧により申告漏れ等が判明した場合は、実地調査等を含めて個別に確認させていただきますので、ご協力をお願いします。

#### ○耐用年数について

償却資産の耐用年数は、名称が同じでも業種・用途・素材等によって耐用年数が異なる場合があります。詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

#### ○免税点について

ふじみ野市内に所在する、同一人が所有する償却資産の価額の合計が150万円未満である場合には、原則として課税されませんが、資産を所有している限り申告の義務がありますので、必ず申告期限までに申告書を提出してください。

#### ○減価償却の方法

すべて定率法によるものとし、原則として定額法は採用していません。

#### ○圧縮記帳について

地方税法上では圧縮記帳は認められていませんので、圧縮額は取得価額に含めて申告してください。

#### ○増加償却

地方税においても、法人税と同様の取扱いが行われます。

#### ○価額の補正について

災害等の理由により、当該資産の価額が著しく低下した場合には、被害の程度に応じ評価額の補正が行われますので、担当までご連絡ください。

#### ○税額の訂正について

申告漏れ等により、申告内容に修正が発生した場合は、現年度だけでなく過去5年度分まで遡及して税額訂正することになります。なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり納期は1回となりますのでご留意ください。

## II 償却資産について

### 1. 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産をいい、会社や個人で工場や商店などを経営している方、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産を「償却資産」といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

ただし、鉱業権・特許権・電話加入権などの無形減価償却資産、自動車税の課税対象となっている自動車、家庭用の資産や販売用に陳列保管している商品は、課税の対象なりません。

なお「事業のために用いている」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含みます。

※テナント事業者などの賃借人(家屋の所有者以外の方)が自ら取り付けた内装工事等の建物附属設備は、  
賃借人が所有する償却資産として取り扱います。賃借人の方より該当の償却資産の申告をしてください。

### 2. 申告の対象となる資産

令和8年1月1日賦課期日現在ふじみ野市に所在する、事業の用に供することができる資産で、次のいずれかに該当するものは申告が必要です。

※富士見市に所在する資産が当市に申告される場合があります。当市は”ふじみ野市”ですので、ご注意ください。

- (1) 税務会計上で減価償却の対象としている資産
- (2) 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
- (3) 儗却済資産（税務会計上、減価償却を終了し、残存価額のみ帳簿に計上されている資産）
- (4) 割賦買入資産で割賦金を完済していない資産であっても、既に事業の用に供している資産（買主からの申告が必要になります。）
- (5) リース資産、レンタル資産（資産の所有者が他の者に貸し付けて事業の用に供されている資産）  
(貸主からの申告が必要になります。)【P 6 参照】
- (6) 福利厚生の用に供するもの（社宅・宿舎・寮等の器具設備・構築物等）
- (7) 建設仮勘定で経理されている資産
- (8) 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- (9) 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）
- (10) 改良費（資産の価値を増加させるための費用は、新たな資産の所得とみなし、本体とは別に取り扱います。）
- (11) 清算法人が所有する資産（清算事務に使用されている資産）
- (12) 赤字決算等のため、減価償却を行っていないが、本来は減価償却が可能な資産

### 3. 申告の対象とならない資産

次の資産は課税対象ではありませんので、申告の必要はありません。

- (1) 無形減価償却資産（特許権・営業権・電話加入権、ソフトウェアなど）
- (2) 棚卸資産（商品、貯蔵品など）

- (3) 繰延資産（開業費、試験研究費など）
- (4) 自動車・軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車等（大型特殊自動車は申告対象です。）
- (5) 自動車に取り付けられたカーエアコン、カーオーディオ、カーナビゲーション、タコメーター
- (6) 生物（ただし、観賞用と興行用生物は除く）
- (7) 税務会計上、一時損金・必要経費に算入された資産（使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満で税務会計上固定資産として計上しない資産）又は、取得価額が20万円未満で、税務会計上3年で一括償却している資産
- (8) 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万未満の資産

○申告の対象とならない資産（7)(8)について

取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
一時損金算入	申告対象外			
3年一括償却		申告対象外		
リース資産		申告対象外		申告対象
中小企業特例		申告対象		
個別減価償却			申告対象	

※リース資産の申告については5.リース資産の取扱いを参照

## 4. 非課税及び課税標準の特例について

○非課税となる資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に該当する償却資産については、固定資産税が非課税となります。「固定資産税・都市計画税非課税申告書」を併せてご提出ください。

○課税標準額の特例が適用される資産（固定資産税が軽減されます。）

一定の要件を満たすものについては、固定資産税の課税標準の特例が適用されます。

「課税標準特例適用申告書」を添付資料とともにご提出ください。

※特例対象となる資産については、必ず種類別明細書の「摘要欄」に適用条項を明記してください。

※詳しくはふじみ野市役所税務課資産税家屋係までお問い合わせください。なお、各申告書様式はふじみ野市のホームページにも掲載しています。

## 5. リース資産の取扱い

リース資産は、その契約内容により、資産を貸している方が申告義務者になる場合と、実際に資産を借りて事業を行っている方が申告義務者になる場合があります。

リース契約の内容	資産を貸している方	資産を借りている方
通常の賃貸借契約による リース契約 (所有権移転外リース)	○ (資産の所在する市町村へ申告)	✗ (申告不要)
譲渡条件付き リース契約 (所有権移転リース)	✗ (申告不要)	○ (自己資産として申告必要)

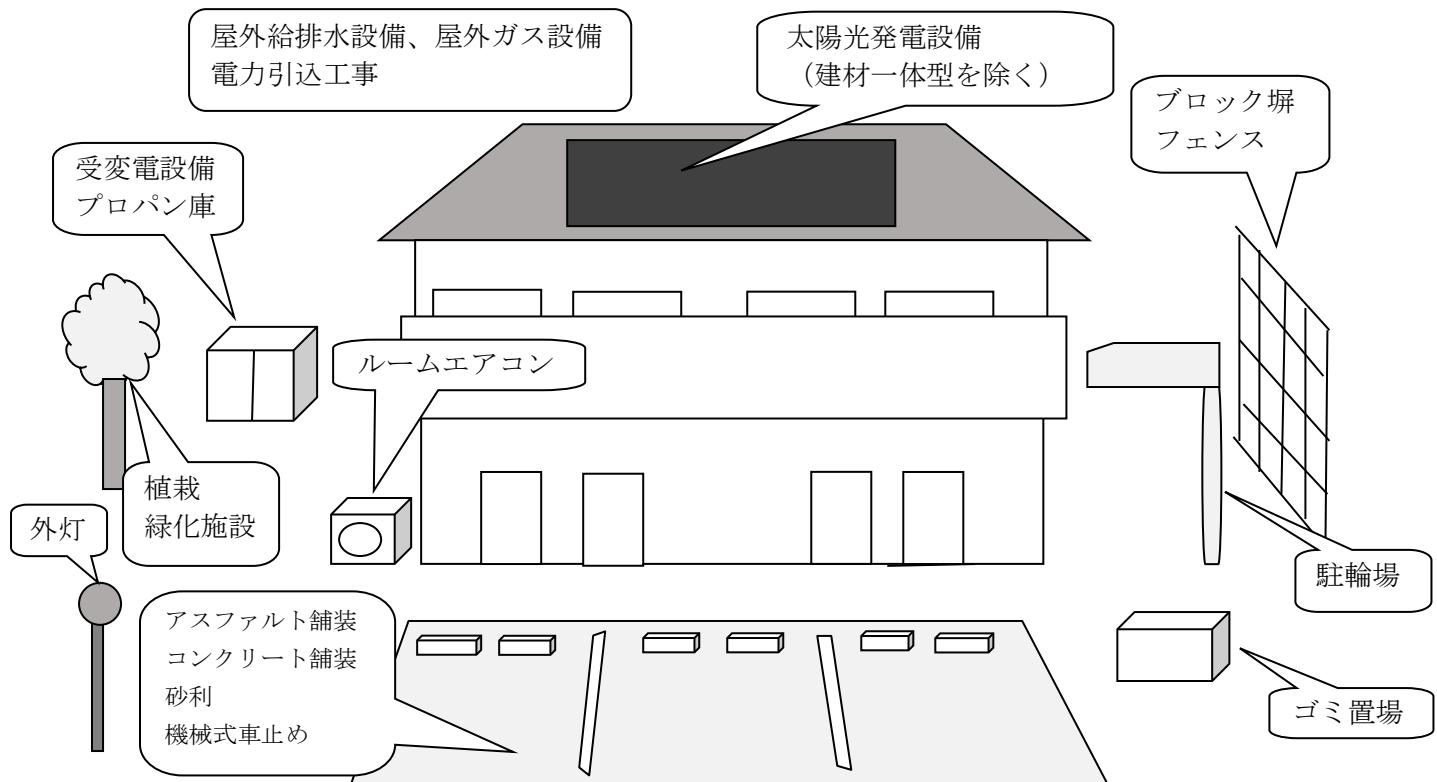
※所有権留保付割賦販売資産については、原則、買主の方が申告してください。

## 6. アパートなどの不動産経営をされている方へ

賃貸用の住宅等を所有し、不動産の経営をされている方は、以下の資産等をお持ちの場合、償却資産としてご申告していただく必要があります。

※償却資産の耐用年数については、国税庁のホームページをご覧ください。

### ○償却資産として申告が必要な資産の例



### ○アパートや駐車場等の主な償却資産【財務省令の標準的な耐用年数】

償却資産	耐用年数	償却資産	耐用年数
受変電設備	15年	屋外給排水設備	15年
アスファルト舗装	10年	自転車置き場（金属）	10年
コンクリート舗装	15年	ごみ置場（コンクリートブロック）	15年
太陽光発電設備	17年	緑化施設	20年
金属造フェンス	10年	外灯	10年
コンクリートブロック塀	15年	看板・門・アーチ（金属）	20年
ルームエアコン（備付け）	6年	看板・門・アーチ（その他）	10年
側溝	15年	集合郵便受け・宅配ボックス	10年

# 業種別・償却資産の具体例



## ①. 全業種共通

パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、自動販売機、(袖)看板、広告塔、ネオンサイン、案内板、舗装路面、簡易間仕切り、駐車場整備、ブラインド、サーバー、LAN設備、タイムレコーダー、事務椅子、事務机、コピー機、受変電設備、金庫、内装工事（テナントの場合）など

## ②. 業種別・償却資産の具体例

製造業	内装工事（テナントの場合）、冷蔵庫、冷凍庫、オーブン、スライサー、製品製造機械・器具類、旋盤、ボール盤、梱包機、受変電設備、工場等の動力幹線設備、機械の給排水設備 など
印刷業	各種印刷機及び製版機、断裁機 など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の対象となるものを除く）、大型特殊自動車、発電機 コンクリートカッター など
料理飲食業	レジスター、テーブル、いす、厨房設備、冷凍庫、冷蔵庫、内装工事（テナントの場合）、給水機、食器乾燥機、駐車場整備、看板、パソコン、自動販売機、カラオケ機器等 など
小売店	内装工事（テナントの場合）、陳列棚、陳列ケース（冷凍・冷蔵機付を含む）、看板、レジスター、簡易間仕切、POSシステム、防犯カメラ、日除け 駐車場等の舗装及び機械設備 など
理容・美容業	内装工事（テナントの場合）、理容・美容椅子、シャンプーユニット、タオル蒸し器、看板、洗面機器、消毒殺菌機器、サインポール、理容・美容機器、レジスター、駐車場等の舗装及び機械装置 など
病院・歯科医院	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）、ガス（麻酔等）設備、レジスター、駐車場等の舗装及び機械設備 など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包装置 など
不動産賃貸業 (共同住宅の所有者の方)	受変電設備、中央監視制御装置、門扉・塀・緑化施設等の外構工事、宅配ボックス、駐輪場、カーポート、駐車場等の舗装及び機械設備、設置型ごみ置場、看板、パソコン、ルームエアコン、太陽光発電システム（屋根と一体でないもの） など
駐車場業	受変電設備、駐車場の舗装及び機械装置、駐車料金自動計算装置 など
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防火壁、地下タンク、コンクリート舗装工事、看板、レジスター、事務機器、動力配線 など
旅館・ホテル・喫茶・バー・カラオケ店	ステレオ、カラオケセット、洗濯設備、ボイラー、ガスレンジ、製氷機、エレクトーン等の楽器、ミラーボール、放送・照明設備 レジスター など
パチンコ店・ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、パチンコ台取り付け台、ゲーム機、両替機、玉貸機、還元機、島設備、防犯カメラ、外灯、POSシステム、ネオンサイン、駐車場等の舗装及び機械装置 など
農業	井戸、野菜冷蔵庫、乾燥機、野菜洗い機、種蒔き機、堆肥散布機、田植え機、稻刈り機、脱穀機、ビニールハウス、トラクター（大型特殊） など
スポーツ施設	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、芝生、ゴルフボール自動貸出機、集玉設備、フィットネス機器、サウナ室、プール、ポンプ、ろ過装置、ロッカー、シャワー室 など

※各償却資産の耐用年数については、国税庁のホームページをご覧ください。



## 2. 種類別明細書（全資産用・プレ申告用）の記載方法

※種類別明細書（増加資産用）の記載方法も同様です。

種類別明細書（全資産用・プレ申告用）									
所有者名 ふじみ野 太郎		1枚のうち 1枚		令和X年度		印字がない場合は記載不要			
行番	資産の種類	物件番号	資産の名称	数量	取得年月 年号	元日 年号	取得額 (税込)	(i) 耐 用年 数	(ii) 減 残 率
01	1 増加	1 1	アスファルト舗装工事	1	5	25	12,600	000	10
02	2 減少	1 6	応接セッター式 ノートパソコン	1	5	25	3,500	000	8
03	3 訂正	1 6	記載不要	20	5	33	1,800	000	5
04									
05									
06									
07									
08									
09									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
小計 22 17,300,000									

**<耐用年数>**  
当該資産に適用する耐用年数を法定耐用年数（「減価償却資産等の耐用年数に関する省令」の別表1、2、5、6）に基づいて記載してください。

**<増減事由>**  
「増減事由」の欄は、  
1 新品取得  
2 中古品取得  
3 完却  
4 減失  
5 移動  
6 その他  
のいずれかの数字を記載してください。  
[6] その他を選んだ場合は摘要欄に具体的な理由を記載してください。

**<摘要>**  
取得価額・耐用年数の誤り、申告漏れ等の資産がある場合には摘要欄にその旨を記載してください。

**<取得価額>**  
資産を取得するために支出した金額（付帯費用を含みます）を記載してください。  
「異動区分」が2減少の場合、「取得価額」の欄に減少後の「取得価額」（例）全部減少の場合は「0」が入ります）を「摘要」の欄に減少前の「取得価額」を記載してください。  
※圧縮記帳は固定資産税の評価上認められておりませんので、圧縮額を含めた取得価額を記載してください。

**<元日取得>**  
「元日取得」の欄は、  
資産の取得日が元日（1月1日）の場合、1を記載してください。

**<取得年月>**  
「取得年月」の「年号」の欄は、  
3 昭和  
4 平成  
5 令和  
のいずれかの数字を記載してください。



## IV 償却資産に関する提出・お問い合わせ先

	担当係	郵便番号	所在地	電話番号
ふじみ野市役所	税務課資産税家屋係	356-8501	埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号 (本庁舎)	049-262-9013

※業務時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日及び年末年始を除く）

### ○償却資産申告書の提出について

エルタックスでの電子申告、郵送もしくは窓口へ直接提出してください。なお、窓口へ直接提出する場合の受付は本庁舎税務課のみとなっております。大井総合支所・出張所では受付できませんのでご注意ください。都合により、期限までの申告が難しい場合には、必ず電話等でその旨ご連絡ください。期限以降に申告された場合、5月の納税通知書の発送に間に合わない場合があります。

### ○申告書の控えの返送について

郵送による提出で、申告書の控え（受領印を押印したもの）の返送が必要な場合は、ご自身でコピーされた返送用の申告書の控えと切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。切手を貼り付けた返信用封筒がない場合は、返送することができないので、あらかじめご了承ください。**なお、申告書の控えの返送を希望される個人の方は、控えに個人番号（12桁）を記載しないようご注意ください。**

### ○償却資産の申告についてのお問い合わせ

申告についてご不明な点のある方は、上記担当係までお問い合わせください。

#### 【償却資産に関する申告書等の様式について】

償却資産申告書や種類別明細書の様式はふじみ野市のホームページからもダウンロードいただけます。

<https://www.city.fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/zeimuka/shisanzeitchikakari/1567.html>



〒356-8501

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目1番1号

ふじみ野市役所税務課  
資産税家屋係 償却資産担当 行

← 切り取ってお使いください。